

事業者の皆様へ

# シルバーの派遣事業を 活用してみませんか

公益社団法人墨田区シルバー人材センターは、平成29年4月から労働者派遣事業を開始しました。60歳を過ぎた「働きたい」という強い意欲とパワーを持つ、当センターの会員を、より幅広くご活用ください！

## ※ こんなことができます ※

サービス分野	受付業務、施設管理、試験官補助 など
事務分野	一般事務、経理事務、軽作業 など
その他	品出し、商品管理、接客 など

## 特色

公益法人なので安心です。

お客様の指揮命令下で、他の社員と共に働くことができます。

短期的なお仕事も受注可能です。繁忙期など人材が不足する時期のみ、人材を派遣してほしいといったケースにも、活用できます。

豊富な経験、知識でお役に立ちます！



お気軽にお問い合わせください！

墨田区シルバー人材センター

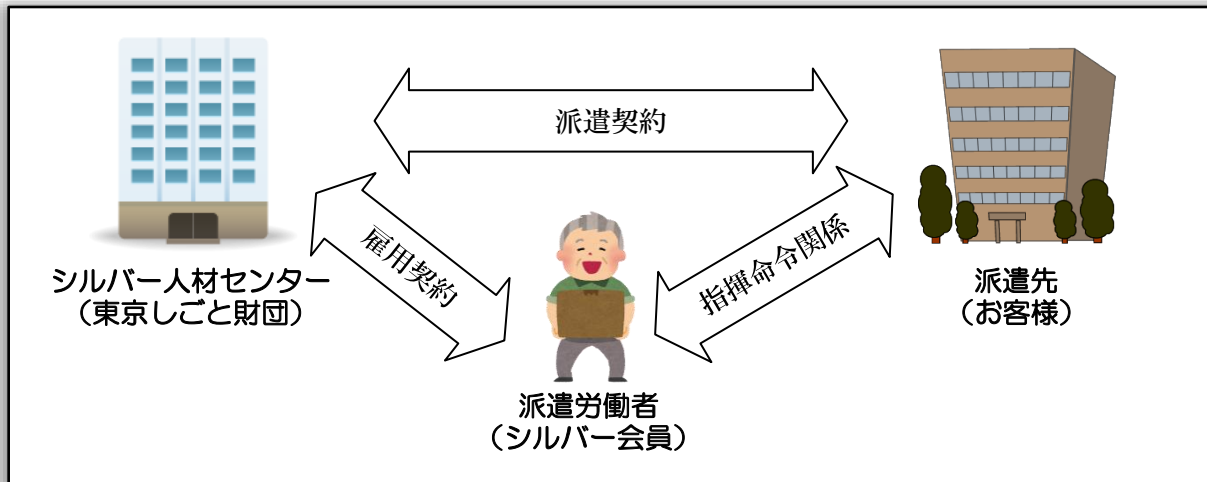
03 (3616-5048)

URL : <https://webc.sjc.ne.jp/sumida/>



# シルバー派遣事業とは？

- シルバー派遣事業は、公益財団法人東京しごと財団が行う労働者派遣事業です。
- 東京しごと財団は、お客様と労働者派遣契約を、シルバー人材センター会員と雇用契約を締結して、お客様の事業所等に派遣します。



## 注意事項

- ① お客様の直接の指揮命令下で、社員と混在しての業務が可能です。
- ② 短期的な派遣契約も可能です。
- ③ 派遣会員1人あたりのお仕事量は、1日8時間以内、週20時間未満に限らせていただきます。
- ④ 派遣料金は、派遣会員賃金（時間給）＋派遣手数料（22%）＋消費税となります。なお派遣会員賃金は、東京都最低賃金を下回ることはできません。
- ⑤ 派遣契約の主体となるのは、公益財団法人東京しごと財団（東京都シルバー人材センター連合）となります。
- ⑥ 派遣される会員は、墨田区シルバー人材センター会員（墨田区在住で60歳以上の高齢者）で、派遣会員としての雇用契約を締結した者となります。
- ⑦ お客様が事前の面接や履歴書送付の要請等、会員を特定する行為は法令により禁止されています。
- ⑧ 港湾業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務（一部例外あり）の受注は、法令により禁止されています。
- ⑨ 申し訳ございませんが、業務を遂行できるセンター会員がいない場合には、お仕事をお断りさせていただく場合がございます。
- ⑩ 高齢者であるセンター会員が実施するには危険な、あるいは健康に有害と思われるお仕事は、お断りさせていただきます。

■お問合せ：公益社団法人 墨田区シルバー人材センター  
〒131-0044 墨田区文花 1-32-1-101 TEL：03-3616-5048  
FAX：03-3616-5056 URL：<https://webc.sjc.ne.jp/sumida/>